(趣旨)

- 第1条 この取扱要領は、広陵町ごみ処理町民会議(以下「町民会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。 (傍聴の許可)
- 第2条 町民会議に対し傍聴の申請があった場合は、町民会議の会長(以下「会長」という。)は、傍聴を許可するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、幹事会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。
 - (1) 個人情報に関する事項の審議
 - (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の審議
 - (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な審議に支障となる場合

(会議の事前公表)

第3条 広陵町住民環境部環境政策課(以下「環境政策課」という。)は、町民会議を開催するに当たり、当該町民会議の開催日の概 ね1週間前までに、町民会議の審議事項を広陵町ホームページへ 掲載するものとする。ただし、町民会議の内容が前条の各号に定 める内容を審議するものである場合は、これを行わない。また、 緊急に町民会議を開く必要があると認められる場合は、この限り ではない。

(傍聴の手続)

第4条 町民会議の傍聴を希望する者は、町民会議開催予定日の前日(ただし、前日が広陵町の休日を定める条例(平成2年9月広

陵町条例第9号)に規定する日である場合は、その前日)の午後 5時までに、広陵町ごみ処理町民会議傍聴申請書(様式第1号) により、環境政策課に申し込むものとする。

- 2 町民会議を傍聴することができる者(以下「傍聴人」という。) の定員は、10人程度とし、町民会議の都度、会場の収容人員等 を考慮して定める。ただし、会長が特に必要と認めたときは、傍 聴人数を制限し、又は増員することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が認めるものは、 町民会議を傍聴することができる。
- 4 町民会議開始後の傍聴は、原則として認めない。 (入場の禁止)
- 第5条 許可なく傍聴席を離れた場合は、再び審議の傍聴をすることができない。
- 2 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器その他の危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器類を持っている者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し、又は他の者に迷惑を及ぼすと認められる者
- 3 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保 護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)審議における言論に対して拍手、野次及び批判その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 食事及び飲酒並びに喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議会場の秩序を乱し、又は審 議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は 録音等をしてはならない。ただし、報道機関の取材活動について、 特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、町民会議が傍聴を認めないと定めた議題に関する検討等を行おうとするときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

- 第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。 (違反に対する措置)
- 第10条 傍聴人がこの取扱要領に違反したときは、会長が傍聴人に対して必要な指示を行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴人への資料提供)

- 第11条 傍聴人には、町民会議の会議次第を配布するものとする。 (委任)
- 第12条 この取扱要領に定めるもののほか、町民会議の傍聴に関

し必要な事項は、会長が町民会議に諮って定める。 附 則

この取扱要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。